

制度情報—2020年4月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

固形廃棄物環境汚染対策法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第43号

(公布日) 2020年4月29日

(施行日) 2020年9月1日

1. 主なポイント

- (1) 中国が段階的に固形廃棄物の輸入ゼロを実現することを明確に表明した。固形廃棄物の環境汚染対策において減量化、資源化、無害化を堅持する原則を明確に示した。
(第4条、第24条)
- (2) 今回の改訂では新型コロナウイルスの感染対策期間における固形廃棄物の管理経験を参照し、以下の規定を追加した。(第52条、第73条)
 - ・医療廃棄物の管理の確実な強化。
 - ・実験室の固形廃棄物管理に関する明確な基本的要求。
 - ・農産品市場等の環境衛生対策の強化。
- (3) 生活ごみの分類制度の有効な普及を推進する。生活ごみの分類について政府の指導、全国民の参与、都市による統括、地方ごとの特徴に合わせた実施、簡便な実行の原則を堅持する。生活ごみを出す事業者、家庭、個人は法により分類投棄の義務を履行しなければならない。
(第6条、第43条、第49条)
- (4) 電子商取引、宅配便等の業種では、再利用が可能で、回収しやすい包装資材を優先して採用しなければならない。(第68条)
- (5) 商品の小売場所の運営業者、電子商取引プラットフォーム企業、宅配便企業及びデリバリーサービスの提供企業に対し、プラスチック製袋等の使い捨てプラスチック製品の使用、回収状況を商務、郵政等の所管機関に報告するよう求める。(第69条)

2. 今後の留意点

近年、中国政府は「外国ごみ」の密輸等の違法行為に対する取締りを不断に強める姿勢を取っている。2019年、全国の固形廃棄物の実際の輸入量は同期比40.4%減となった。今回は、「外国ごみ」の輸入ゼロの段階的な実現を法律に盛り込むことを明確に示し、今年の年末までに固形廃棄物の輸入ゼロをほぼ実現するとしている。(全126条)

2019年の検察機関による知的財産権の司法保護強化の取り組み状況

(発令元) 最高人民検察院

(公布日) 2020年4月25日

1. 主なポイント

- (1) 検察機関で1999年に起訴した知的財産権犯罪者数は200名に満たなかったが、2019年では1.1万人以上となり、56倍もの増加となった。2019年、検察機関は知的財産権の侵害にかかる犯罪事件4,346件/7,430名の逮捕を承認したが、これは同期比でそれぞれ31.5%増、24.3%増となる。うち、商標権の侵害類の犯罪での逮捕承認は3,925件/6,648名、著作権侵害類の犯罪での逮捕承認は266件/480名、営業秘密の侵害罪での逮捕承認は44件/63名あり、併合罪又は別件の犯罪中に知的財産権の侵害を含んだ犯罪の逮捕承認が111件/239名あった。(第1条)
- (2) 2019年12月以来、最高人民検察院は北京市、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、広東省の三級検察機関に、知的財産権侵害の刑事事件の権利者に対する訴訟権利・義務告知の1年間の試験運用を指示し、検察機関側から権利者に対し、権利者は訴訟の権利を享有することを告知するよう要求した。(第2条)

2. 今後の留意点

各地の検察機関では、知的財産権の司法保護の新たなモデルが模索されている。例えば上海の検察機関では、権利者が逮捕審査の公聴会、開廷審理前会議、開廷審理等の訴訟プロセスに参加できるような権利者の刑事訴訟参与制度を模索し、福建では「知的財産権の迅速な保護のための六者協力メカニズム」を構築する等している。(全4条)

新型コロナウイルスの感染流行に関わる民事事件の適切な審理

にかかる若干の問題に関する指導意見(1)

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発〔2020〕12号

(公布日) 2020年4月16日

(施行日) 2020年4月16日

1. 主なポイント

- (1) 各級裁判所で訴訟によらない紛争解決のメカニズムを前面に配し、調停を優先し、積極的に当事者を協議和解へと導くことで、リスクをともに負担し、ともに難局を乗り越える。(第1条)
- (2) 法により正確に不可抗力規則を適用し、適用条件を厳守する。(第2条)
- (3) 感染の流行又は感染対策措置によってもたらされた結果が契約の履行困難のみである場合は当事者で再協議し、履行の継続が可能な場合は、裁判所が積極的に当事者を履行継続に導く。当事者が契約の履行困難を理由に契約解除を請求する場合、裁判所は支持しない。感染流行又は感染対策措置により契約の目的が実現不可能になったために当事者が契約解除を請求する場合、裁判所はこれを支持する。(第3条)

- (4) 当事者が感染流行又は感染対策措置により政府機関の補助・支援、税金・費用の減免又は他人からの支援や債務減免等を受けている場合、裁判所はこれらを契約の履行継続可否等の事件の事実を認定する際の参考要素とすることができる。(第3条)

2. 今後の留意点

新型コロナウイルスの感染対策期間中は、生産秩序、注文、サプライチェーン等に甚大な影響を受けたことにより、労働者使用における紛争が多くなっている。当該指導意見は、使用者が感染対策期間において、法により臨機応変な勤務方式を採用することを裁判所が支持するというものであり、企業はこの政策を活用し、労働者使用方式の合理的な調整を行い、人件費を低減することが勧められる。(全10条)

破産事件の法による効率的な審理を推進することに関する意見

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発〔2020〕14号

(公布日) 2020年4月15日

(施行日) 2020年4月15日

1. 主なポイント

- (1) 事件についての公告や受理等の手続きの最適化: 「全国企業破産再編事情情報網」で開示する以外に、破産事件の受理裁判所の公告スペースへの掲示、裁判所ウェブサイトへの掲載、新聞掲載もしくは債務者の住所地での掲示等の方式で公告を行うことも可能とする。(第1条)
- (2) 管財人は債務者の財産、印鑑及び帳簿、文書等の資料を速やかに引き受けて管理しなければならない。(第2条)
- (3) 債権者会議の開催及び表決の効率向上: 初回の債権者会議では現場会議又はオンラインのビデオ方式で開催することができる。初回の債権者会議の決議で可決して以降の債権者会議においては、オンラインビデオ方式ではないグループチャット等その他のリモート方式により開催することも可能とする。(第3条)
- (4) 簡易事件の迅速審理メカニズムを構築する。迅速審理方式を適用する破産事件は、裁定受理日から6ヶ月以内に審理を終了しなければならない。(第4条)
- (5) 企業の法定代表者、出資者、実質的支配者等が悪意により企業の財産を横領、流用、隠匿するか、法により保管しておくべき会計証憑、会計帳簿、財務会計報告書を隠匿又は故意に廃棄処分する等、行為に犯罪の疑いがある場合、関係機関で法により処理するため、裁判所は速やかに事件を移送しなければならない。(第5条)

2. 今後の留意点

管財人が債務者(破産企業)からの接收管理の過程で、債務者が占有する債務者に属さない財産について、権利者は『企業破産法』第38条の規定により、管財人に対して取戻しを主張することができる。管財人がこれを認可しない場合、権利者は破産事件を受理した裁判所に対し、訴訟を提起して取戻権の行使を請求することができる。(全5条)

知的財産権への司法保護を全面的に強化することに関する最高人民法院の意見

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発〔2020〕11号

(公布日) 2020年4月15日

(施行日) 2020年4月15日

1. 主なポイント

- (1) 馳名商標及び地理的表示の保護を強化し、広く周知となっている事実に鑑み、法により商標権者の商標の馳名性に対する立証負担を軽減する。(第2条)
- (2) 営業秘密侵害の犯罪行為の認定基準を改善し、重大損失の計算の範囲及び方法についての規則を整備する。(第2条)
- (3) 法により職務上の発明と職務外の発明を正確に定義し、職務発明者の財産権を有効に保護し、研究開発者が取得する賞金や、特許について支払われる報酬にかかる適法な権益を保障する。(第2条)
- (4) 知的財産権の権利保護コストを確実に低減し、知的財産権の訴訟期間を大幅に短縮し、権利侵害に対する賠償金額を有効に引き上げる。弁護士費用等の合理的支出を含む損害賠償請求を支持する。(第3条)
- (5) 技術事実説明メカニズムを不断に改善し、技術調査員のリソースの範囲を適度に拡大し、全国裁判所技術調査員の人材バンクを充実させ、技術調査官、技術コンサルティング専門家、技術鑑定員、専門家の補佐役が参与する、訴訟活動の技術事実説明メカニズムを構築する。(第4条)
- (6) オンライン立件、オンライン証拠交換、電子送達、オンライン開廷、スマート言語識別、電子データでの記録保存、「移動微法院」(WeChat ミニプログラム)等のITの普及・応用を大いに推進し、審判業務の全過程のオンライン処理を支持する。(第6条)

2. 今後の留意点

当該意見では、中国及び外国の主体の適法な権利を平等に保護し、国際貿易・外資による投資等に起因する涉外知的財産権紛争を法により適切に審理し、公証・認証プロセスを法により平等に保護し、法により簡素化することが提起されている。(全6条)

中国の知的財産権保護及びビジネス環境の新たな進展に関する報告(2019)

(発令元) 全国権利侵害模造品取締指導小組弁公室

(公布日) 2020年4月26日

1. 主なポイント

- (1) 2019年、中国で認可された発明特許は45.3万件、実用新型は158.2万件、意匠は55.7万件で、人口1万人あたりの発明特許の保有量は13.3万件となった。商標登録は640.6万件で、平均4.9戸の市場主体につき1件の有効な商標が保持されている。

- (2) 2019年、中国に新設された市場主体は2,377.44万戸で、うち新設企業数が739.08万社、1日あたりの平均新設企業数が2.02万社、新設企業の活動指数が70%程度となっている。新設された外資系企業数は5.98万社、累計外資系企業数は62.7万社、1億米ドル以上の外資プロジェクトは834件ある。年間の実際外資利用額は9,415億人民元となった。「一帯一路」の沿線にある国家、ASEAN諸国による対中投資はそれぞれ36%及び40.1%の成長で、外資流入全世界2位の地位を維持した。
- (3) 世界銀行が発表した報告書「ビジネス環境の現状 2020」において、中国のビジネス環境は全世界ランキングで2018年の第46位から第31位に上昇した。
- (4) 2019年、市場監督管理機関が取り締まった不正競争事件全10,256件の事件価額は31.55億元、罰金・没収金額は4.01億元となった。
- (5) 2019年、全国の公安機関で各種の知的財産権侵害及び模造・劣悪商品の製造・販売の犯罪事件全24,444件について、容疑者29,280名を逮捕し、事件価額は86.72億元となった。
- (6) 2019年、全国の裁判所で各種の知的財産権事件481,793件を新たに受理し、475,853件の審理を結了し、2018年比、それぞれ44.16%、48.87%増加した。
- (7) 2019年、全国の検察機関で模造・劣悪商品の製造・販売犯罪4,937件、8,730名の逮捕を承認し、知的財産権侵害犯罪4,346件、7,430名の逮捕を承認した。
- (8) 143.93万社の企業が簡易抹消手続きにより市場から退出し、同時期の企業登記抹消総数のうち47%を占めた。
- (9) 知的財産権の審査期間を短縮し、高価値特許の審査期間を17.3ヶ月に短縮し、商標登録の平均審査期間を4.5ヶ月に短縮した。

2. 今後の留意点

この報告書に反映されている通り、中国政府は不断に知的財産権への重視と保護を強化し、よりよい投資環境づくりを進めている。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は 2015 年 4 月に A 社と 3 年間の労働契約を締結した。その後会社は業績不振を理由に、2017 年度の年末賞与は支給しないことを決定した。このことを聞いた王氏は、会社に年末賞与の支給を迫ろうとして会社の食堂で抗議の座り込みを始めた。会社が繰り返し職務に戻るよう要求しても王氏が応じないため、会社は労働組合に通知したうえで王氏との労働関係を解除した。王氏は会社による労働関係解除は違法であると認識し、労働仲裁を申し立て、会社に違法な労働関係解除に対する賠償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

A 社には王氏との労働関係を解除する権利があるか。

3. 弁護士分析

本件は A 社の年末賞与を支給しない決定に起因して起きたもので、労働者は使用者の規則制度、決定等に対して異議がある場合、労働組合又は労働仲裁等の適法な手段によって解決することができるが、勤務停止やサボタージュ等の過激な手段を取ることはできない。

本件において、王氏が食堂で座り込みを始めた後、会社が複数回にわたり催促、警告を行ってもなお職務に戻ることを拒否したことは、会社の生産経営秩序に重大な影響を及ぼし、「就業規則」の関連規定への重大な違反を構成しており、会社の労働規律及び規則制度に対する重大な違反行為であるといえる。『労働契約法』第 39 条第 (2) 号の規定により、会社には王氏との労働関係を解除する権利があり、王氏が会社に違法な労働関係の解除に対する賠償金の支払いを求めたことは、事実的、法律的な根拠を欠いている。

4. 司法判断

本件は労働仲裁を経て一審、二審が行われ、いずれの司法機関も A 社による王氏との労働関係解除は適法かつ有効と判断し、王氏の訴訟請求を棄却する判決が下された。

5. 留意点

新型コロナウイルスの感染爆発により、企業の生産経営は深刻な影響を受け、一部の従業員から不合理な要求を受けたり、会社による職務調整、賃金調整等への協力が得られないといった状況が出現する可能性がある。これらの状況において、企業は以下のような措置を取り積極的に対応することができる。

- ① 自宅待機、賃金調整等の方式を採用する前に、必ず弁護士、労働組合と十分に意思疎通し、項目ごとにマニュアルを制定する。
- ② 従業員が過激な行動を取った場合は、従業員の要求及びそれが発生した背景を迅速に把握し、弁護士に相談して項目別のマニュアルや対応案を制定し、事態の拡大を回避する。
- ③ 速やかに労働機関、労働組合、公安等の機関への報告や交渉を行い、政府機関の理解と支持を得る。
- ④ 会社の労働組合、従業員代表と意思疎通し、交渉する。

- ⑤ 弁護士に全過程への参与を依頼するとともに、全ての協議、交渉の過程について証拠を確保する。